

県営住宅入居申込書

受付番号 ※

新潟県知事様

年 月 日

申込者 郵便番号 〒 住所

氏名

電話番号 自宅 携帯 勤務先

下記のとおり県営住宅に入居したいので、新潟県営住宅条例第9条第1項(第52条において準用する第9条第1項)の規定により、関係書類を添えて申し込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、入居の決定をされず、又は取り消されても異議ありません。
また、申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部に照会がなされることに同意します。

Form with multiple sections: 申込住宅, 優先入居該当事項 (1-18), 続柄/本人/同居親族/扶養同居親族等, 住宅の困窮状況, 現在の居住状況, 暴力団員ではないことの確認, 裁量世帯該当事項 (1-10), 収入月額 (所得額 - 控除額) / 12 = 円 判定 適・不適

注1 ※印欄は、記入しないこと。
2 優先入居該当事項欄及び裁量世帯該当事項欄は、該当する番号を○で囲むこと。
3 新潟県営住宅条例施行規則第3条第3項の規定に該当する場合は、添付書類の1,3及び5(添付書類の5にあつては身体障害者若しくは精神障害者であることを証する書類又は生活保護法による被保護者であることを証する書類に限る。)の添付を省略することができる。
添付書類: 1. 住民票の写し 2. 住宅困窮を証する書類 3. 知事が指定する期間に係る収入額を証する書類 4. 申込者に婚姻の予約者がある場合は、婚姻の予約を証する書類 5. 裁量世帯該当事項(条例第6条第1項第2号ア若しくはイ若しくは第2項)、優先入居該当事項(第10条第4項)のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

# 申 込 確 認 書

「令和3年県営住宅申込みのご案内」を参照のうえ、  
下記の条件に該当する場合は□の中にチェック（✓）をし、加えて⑥・⑦の該当番号に○をしてください。

県営住宅に入居できる方は、原則として下記のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 申込者は、成人である。
- ② 持ち家がない。（□持ち家はあるが、売却や取り壊しが決まっている。）
- ③ 新潟市内の公営住宅の入居者でない。  
（□ただし、入居名義人の同居親族が世帯分離する場合は、申し込みが可能です。）
- ④ 過去、県営住宅に入居していた際の家賃滞納がない。
- ⑤ 独立の生計を営んでいる（被扶養者のみでの入居はできません。）。  
また、結婚している場合は配偶者と同居する（夫婦の別居はできません。）。
- ⑥ 月額所得が入居基準である158,000円以下である。  
または次のいずれかに該当する裁量世帯で、214,000円以下である。

裁量世帯（所得の上限が緩和される世帯）とは、次の世帯をいいます。

1. 申込締切日現在60歳以上の方のみの世帯、又は  
申込締切日現在60歳以上の方と18歳未満の方のみで構成される世帯。
2. 小学校就学前の子供がいる世帯
3. 身体障害者手帳1級から4級のいずれかをお持ちの方がいる世帯
4. 精神障害者保健福祉手帳1級から2級のいずれかをお持ちの方がいる世帯。
5. 上記精神障害の程度と同程度の知的障害者の方がいる世帯
6. その他（戦傷病者、原爆被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所等の入所者）
7. 災害等により住宅に困窮している方

- ⑦ 入居決定後、次の条件を満たす連帯保証人を1名つける。

申込み本人と同程度の収入がある方で次のいずれかの要件にあう方

1. 申込み本人の3親等以内の血族で、新潟市近隣に居住している方
2. 申込者または同居者の3親等以内の血族で新潟県内に居住している方
3. 申込本人又は同居親族の3親等以内の血族若しくは知人で国内に居住している方

※どうしても保証人が見つからない場合は、公社にご相談ください。

表面の県営住宅入居申込書と、上記に記載した事項は事実と相違ありません。

また、当選後の審査の結果、入居資格を充たさないと判明した場合は、当選を無効とされること  
について了解しました。

年 月 日

申込者氏名